太閤英將高名鑑

忠臣藏十八條中開

子孫繁昌家名和合辯

目蓮大士菩薩御代記

へ13
4327

敵討義士傳

A13
4327

〈2002-232〉

寛永元年十四年 那より例年貢米使ふ給ふ所の西浜ふ
赤屋の浦を浅野内匠頭長矩四郎吉内の城を伊達左京亮殿
ふ命ぜられ浦浜奉行として吉良上野介義英作へはられ長矩を
家老の義を以て下られ家老安井彦右衛門又左衛門ふんの
書翰をもるハ納給ふひとりく那れのよ一ヤよりて事ひ
ふ及ぶれとう上野介義英を横り伊達家ふ対面の書翰ふもれば
うれバ家の例の一板三月十日伊達家ふ三万石ふ当ふて内匠頭の西
はやしきふ出ふ家ふ内匠頭の支度ふ及ぶ長矩西料理の西とん
立を家ふ家ふ及ぶ内匠頭のよ内匠ふ及ぶ料理をの料理ふ
ふ及ぶれ内匠頭ふ指図ふ及ぶ指図ふ及ぶ

せ家ふの義ふ及ぶ遠ハの限ふ及ぶ内匠頭長矩ふ及ぶ
ゆも及ぶ一内匠ふ及ぶ指図ふ及ぶ概又西料理ふ及ぶ
当家の主家吉良より先祖長政紀伊の時永徳の山水の墨
画を及ぶられ一を偽地ありとて及ぶ及ぶ
配膳をあ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ
そうぢ及ぶ及ぶ及ぶ長矩及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ
家の番所を及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ
及ぶ及ぶ及ぶ一家のうち及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ
の内及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ
ぜ一内匠ふ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ及ぶ

あるべし大絃とりへ聖をあて国士西日出能奥行は勅書は大孔の為
あり長能長の一結束の所不ぐるきよ」を学ん中宿史掾の下へうち
おうて姓名をきして表口ふ及ぶとされば口あ法恵ありケて松の古歴
愛の掾ぐと史退ぐ仮ぢ長光の一尺寸寸とかの刀ふ宗信美へしるやと
立角ふ美角を切付る眉尺を切ぐ逃ぐるうしろより左の肩を切付て左を
ぎて所を一刀とあり上る後より桃川与頼義れ抱ぐと右方主関休和
者ら第史絃をうち大勢寄りて抱とうと上聖奴ハ右医若狭守
史ば四宮の撥動大ぐあうで志州の大ぐる儀村殿十八戈史長を張
大ぐ下る実ハ三ハ信長の佐ぐ人の妻老をたづ四右雲実ま史何ん
とを貝付永田平ぐ八浅姓ぐ者の上解流してかうくきづまる

長能の佐ぐ行長源ぐ為ぐ人の大ぐ中きうとくと妻家ぐ名ぐば
ぐる主人のるふ元琴右中ぐ主ハ治をあぐと一家中ぐの源氏の御ぐ
るハ右一門より隠使のよ下者る行長ハ主まるまるる史赤尾ハ治
をあり名ぐを学ぐを主を右ぐ史七日のるふかけ付る扱又管ぐ
史ハ長能国村右宗京ハ部ぐられる者ハ管中をたづり法力の西
らハ神的史外科九本名拡ぐ者ぐ右名ぐ右引渡しし之
国日国の刺長能切後ぐ付られ右検使ハ正国ぐ代小壁小彦
荒木十左ら成清人ハ佐ぐ士同代猿国文支ぐ右時長能の臣治治安ぐ
陳右名弾の治国を治て右逃ぐ状をのぐる右年三十四戈辞世ふ
風流ぐ者ら新我ハまぐ主ぐのとられをいうふ長せん　糸岳寺ふ

義軍一まいらせさうら四十五日一条中納言
是忠卿の一合戦をはじまり出来あり
信の忠士八赤尾の駒のごとくさそ又赤尾
大夫の門は大小の城あつまり合戦あり
以ての外ごとくなる元の白日とあるを弥
を大石をもて小府小太郎をもて廿二日
夜助をもつ大石をもつ三条堂坊三年赤松
城の内人数あり
夜を林ごとく九月十五日忠あるりの八
逆を大石をもつ大石ならく主人小大角
田大言武林祐
吉井友井うとのうら
奥田大言武林祐
ぎのうのうのこうく
大石が下知をもつて城内の非
城を望を小義あるりの八
南を西小縁をもつ先赤名再興を

を上秋く御死せんとて内川九郎左衛門尉
ぐて出役前(殺さいどの出発のくあ赤尾八
宮り赤中内外のくあ出合死闘をいくまで
別ふせんといふ大石ふる縁のの八貯八又乃
城腸ふ小ぶべーと人別ひふ宮あ
動逆れ産をり最後八十九人を
出八色ごを殺欲ふひられ大石の正嫡を
を人見をきて大石をり大壁ごを宅八
子をとれて逆電のを宅外和出秋壁城内ふ
石七大伊宮ふ及び徒出の老六十三人位付の密を使ト連判ふ血

判の名是より城後の用意を四月十八日八上使山内代荒木十左ろ
ゆ堅ふれ之ろ拵ふ来て城内の法候ゆ大名八花壁中殿大蘭稠色八
木下金吾を外をほの大小名人数を出て使へ農至ニて城後の大
法利ふ十ひ大石ふ花美ふ引ふ之れより八方ふ騒敷ふ八ろ八洛外
山科ふ居をうまへ田地を求め金子を使ふ利ふ付ける子孫の繁栄
を祈八千度信ふ者ふ町の牡里ふ住居をうまへ法八のそきりを
久りまた敬女を頼りけ色素宅をうまへ原氏ふ同ふ居ふ行ふ
長後ふ之ふ大石が妻ひさむとの人ど更ふ世八是を長世八是をあげき
妹ふのふまへ人をも友千代大治郎の子供をつま嫁の生ふ原氏へ
ひる大石ふ今ふ安ふ上ふ家ふ宅ふ引八ふ人ふを祝ひ義堂の面く疑

ひを生ふ大石ふ花ふ之れ色を怒り害ふ之ふ逢り是壁金吾ろ八十一ふ
の先人大石と長遠ふと山科ふ引ふ之ふ料面ひ見ひ之ふ大石歌ふ
ゆ之ふ生ふ暗と保ふ者を生ふ金吾ろ大石が保ふ逢ふ之ふ之ふ
人の一ひろ味ひ之ふ子九十年金吾ろと改め父の名ひ
を徒ふ之ふ彩のとくの大石が形色歌の名花隈屋色の生ふ之ふ
仇討八ある生ふと遠ひ逢ふ色是より敬方ふ色公意り用色之ふ
ありる不義士の門より嘆ふ花ふ之ふ吉田忠左ろ生ふ宗温脇后
ひ之ふ人ふ神宮ふ文弟黄壁和ふ花ふ樂を色協孫ふ八魚賣ふ
師匠ふ之り村松三郎八松ふ之り中村勘ふ八魚賣ふ之り協孫安ふ花八
大根賣ふ之ふ生ふ者を愛ふ安を之千年万若ふ之ふ花ふ之ふ寺坂

吉左ヘハ百里の路を数遍往来致し候ハ
ゝ九月まで延く義士来り多り日十九日大石父子山科を出立
ス間敷ス変武林唯七上ハ於八十月晦日ハ大石町三丁目小山屋
新兵衛の居ル住宅より数の四ヶ所を窺ハ上野ハ中屋
義助引移のよし十二月十四日ハ在家共ハ名残の暇乞ハ
十二日赤穂より義士会合致し夜付の仕度を為ス内数合四十七人ハ
十四日表婚礼の宅ハ用意致ス大石八浅野内匠頭の祥月の夜付の小
袖後ハ仕度の品ハ義ハ当の会ハ後役ハ付ケ羽織の体羽
織白木綿袋ハ入る兜頭巾波の平内安二尺寸刀把ハ大吉の一尺
七寸長ス金の采配を長ス外ハ一振ハ黒羽二重ハ白く大鎗を入れ拍

子をたゞさ入数九時中村勘助ハ数を率て浅野十二家方ハ参り
居て合図を用ひ吉良を長ス所の表ハ大石ハ源
大夫の表ハ内ハ表ハ裏ハ付け此付金ハ代料ハ表ハ裏ハ
包紙ハ赤尾士大夫ハ源大夫ハ三四人ハ表ハ裏ハ
赤尾の浪人と知る様表ハ裏ハ押書して不慮を防ハ
ス第武林唯七ハ表ハ裏ハ門ハ二人を表ハ裏ハ
ハ表ハ裏ハ源大夫唯七ハ百目のかけ火ハ表ハ裏ハ
廿人ハ丸ハ毛表ハ裏の戸を打ち破り後ハ
より打ハ つ門ハ焙烙を投ハ 強ハ ハ
ハ表ハ裏ハ赤尾浪人十人の残志を
ハ表ハ裏ハ 表ハ裏ハ 名のつて丸ハ

うら門より抜出る事十二人目のかけやを先門をかためし人先と入
八方より切て入る故数多の使者の名うちに人数一雲斎宮内新兵衛
弟一雲斎宮内で出今日は先手らくの源八郎さんと数多の人と三度合
こと三度が高名二ツ切て三度目に行ちがへ梯原平左衛門宮内助左衛門と
戦ひ一ツ宮内出て後の松の手へ出る助左衛門と義朝ようけーを
こけんより打ぬけ義朝死ーこと有出の先へ出られ出る
義士の名くさと合てうしなとと上野の仮屋ふ長兵衛佐長刀を
杖くと七八合てうの三ツ目切とまれ長刀うち折ふげ抜ろと大
門六郎一ツ流の剣術ーや大石ふ也白ふ宮内撃合より来る組
抜をつ三度を取ふ宮内山義新八郎矢野宗左衛門宮内

新三郎付て出る事度戦ふ山義八郎田辺長吏源内又左衛門
矢野左衛門大石数左衛門堂垣和助ふ山付郎の方より出居左衛門
宮内ふ出て大石ふ新付の堂垣大石ふ見事とよ打ふ
十内村行左衛門出んとするを大石引とめ九人の負傷をもつて大石
ふ有と宮内の武者ふ義ふ左衛門ふ居ど強を中夫八郎ふ
元八郎八郎抜より脇腹ふけて つき通をまく強をつき抜ふ
強ふ一まへの経無を付八郎ふ元ふ
討の仇人堂垣三郎ふ平世左衛門て討死のものを老ふ
義士ふ出て敵義十ふ義士の内義士侍ふ切ふ

来り宮石衛門左右ハ義家の門内に忍び隠れ
来り松浦左右石川義右ハ門外に待ち
ハ十騎ハ同新六ハ切手くわれ手負を
ものもう逃げ近く吉良の家老小林平八郎
相模三郎ハ切手くれ門前まで引退く神保
ハ後をつかれ村
ハ家来を手負ハ切ハ後をつかれ
ハ義家を助けて敵ハ二人
ハ切ハ義家の左右ハ義家の左右ハ
ハ切ハ義家の左右ハ義家の左右ハ
ハ切ハ義家の左右ハ義家の左右ハ

[illegible]人合[illegible]沢[illegible]の義士[illegible]動の里[illegible]
矢田[illegible]貝[illegible]
られ[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]

加一さの間にまとへどとうの下ハ雑物荒の見あるしを三人戸をひ〳〵内
より大ハ殺活ハ右ハ三人切て出るを武林大さる女人ハ
殺ひ切てまた間ハまま〳〵荒へとび入〳〵ハ中より新蔵へをうげ出
を長ハ右の上ハ白く三へるを十ハ〳〵強をのつてぐさこつく武林九
こんで切つけまま〳〵ハ出を白あ巻のハ雑ハ九ごけの巻一を右ハこれ
こそ上雑ハ右ハんと古居右へつまを巻りまさる長ハ右ハ右ハんせ
けまびうま人ハ右ハ遠ハ紀よしゃ〳〵ハ見〳〵ハ右ハんのまを肩のまを
あ〳〵ハ右ハ長雑の巻のあとハ遠ハく右ハの角を次を中余人
を巻ハ右ハ大ハ大勢をせハ〳〵遠さぐりて巻をつ紀赤尾の浪人
大石内蔵ハ二同中上ハ右ハ人長雑巻ハ右ハ対〳〵浪さ紀〳〵を明年

長中巻ハ及傷ハ右ハ〳〵ハ右ハ長を巻ハを切後中ハ右ハ長ハ紀也
上ハ長ハ上ハ右ハ大法ハ儀ハ古服ハ長ハ見ハ右ハ見ハ右ハ長ハ紀
〳〵ぐさより紀りハ右ハ中ハ巻ハ亡を巻のむ巻ん巻ハ〳〵ハ右ハ
ハ〳〵ぐさハ右ハ〳〵ハ人ハ右ハ人の強志を巻ハつぎ今新雑巻ハ仕り浪人の
ハ巻ハ右ハ巻ハ右ハ巻ハ〳〵対〳〵ハ右ハ長ハ人ハ〳〵ハ右ハ長ハ父の仇ハ右
ハ巻ハの〳〵ハ右ハ〳〵ハ右ハ長ハ父ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ
ハ右ハ長ハ右ハ〳〵ハ右ハ巻ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ
ハ人ハ巻ハ右ハ巻ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ
ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ右ハ長ハ右ハ

一刀の切る毛五十七人ありく一刀づゝ切付太刀で今こと之を出す時
こげの上に紙を二重に巻き毛を三度あげ
毛の多をそろへ(毛の長)人数抱四てまの中ふ之四大きゝ分只今上野板を
元禄貴物帳及び中山氏子息へ分海氏名ごりを見る人くハ世に有る
及び代々を付あるべし過ぎ只の人の用ひの名改めまつり付
を掘へ引あげる板東岩ま(八)元元丈の石碑ふ前を[illegible]
乙姫の動くぞりと渡んで復讐の次第を云上る一四十七人
鏡香ハ年代まれある古屋と[illegible]元付の次第大目付仙石伯
耆守様(東熱)家老助左ゑ門衛門人四中上部刑四郎氏大名(
[illegible]二月四日切腹ハ之る人のまゝとゝろ

皇都所士累山撰

太閤英將高名鑑 全

東都書林 幸玉堂藏板

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大和河内百万石ヨ　大和大納言秀長　二万石　羽田長門守　一万石　片桐新助　二万石　本多太郎左衛門
一万石　岸伯耆守　五万石　天野源右衛門　五万石　円　太三郎
初名を小市郎といひ秀吉の母方の従弟なり　後に
長浜城主となり　天正八年　秀吉の命ありて
九州大坂中に病死　一名

近江一国七十万石　近江中納言秀次　二万五千石　木村常陸介　一万石　山本主殿頭
一万石　平井甚右衛門　一万石　蒲田権佐
秀吉の三姉婿　秀吉の甥　関白の職　秀吉の養子
秀吉の後の関白　豊臣氏を称す　秀吉の甥　山内
天正十三年七月十八日三十三才にて生害　一名

尾張清洲八十万石　尾張内大臣信雄　三万石　永井伝次郎　一万石　中川勘兵衛
一万石　千賀左右衛門　五万石　佐々木源八
信長の二男　小牧の合戦　武蔵を領
天正十二年秀吉と和　織田家門の一人　当時織田家の

[illegible]れたり

美濃岐阜　岐阜中納言秀信　一万石　永井道大郎　三万石　藤掛永勝
四十万石ヨ　百　越前守　五万石　滝川雄利　二万石　和田惟政
信長の嫡孫　中ごろ三法師君　信長の合戦　武勇を
一人子　後年名を秀信と改　後年織田氏を称す
[illegible]中より合戦　後年織田氏を称す
織田大坂　[illegible]

下総結城十八万石　結城中納言秀康　入五万石　朝日丹後　円　多賀谷新左
円　山川民部　二万石　円　右仲
右大臣頼朝の七男　結城七郎朝光の後裔　晴朝の
結城城　[illegible]　[illegible]
[illegible]藤を　[illegible]
[illegible]

伊賀上野　二十五万石　羽柴中納言秀定　[illegible]万石　三輪[illegible]
七千石　松田[illegible]
[illegible]の男にて初名[illegible]から小秀吉[illegible]
一門の中入り[illegible]系[illegible]二万[illegible]
[illegible]の織田[illegible]

丹波　二十五万石　丹波宰相秀勝　[illegible]万石　井上[illegible]
二万三千石　戸村[illegible]
[illegible]の七男にて初[illegible]
[illegible]

筑前名島　二十五万石　金五中納言秀秋　二万石　[illegible]
養父　小早川左衛門尉隆景　二万石　[illegible]
[illegible]

[illegible]

小早川[illegible]
[illegible]
[illegible]

美作津山
四十七万石 浮田中納言秀家 三万八千石 一万八千石 二万石 一万石 [illegible]

皇都所士累山撰

太閤英將高名鑑 全

東都書林 幸玉堂藏板

奥州會津百五十万石上杉中納言景勝世子忠次郎定勝三男弾正少弼三男右兵衛督

上杉家の大祖謙信公の御系統にて後奈良帝の御代に長尾平三景虎と号し関東の管領となりて上杉家を継ぎ関東の威を振はせしが小田原の北条氏康の為に攻められ遂に上杉家の家督を奪はれ越後に帰りて謙信と改名し武田信玄と戦ひ川中島の合戦十八度に及ぶ

謙信公の甥に当る景勝の四男なり上杉の流を汲む長尾平三景虎の一人娘を妻とし上杉の家を継ぎ

謙信公の遺言に武田信玄と度々合戦せしが天正元年九月九日信玄を三方ヶ原に破り翌年正月十日信玄の跡を継ぎ上杉の家を継ぎ

謙信公の計略を用ひて信玄の子勝頼を長篠の合戦に破り武田方の大将小幡上野介を討ち取り

これを機会に信玄の遺言を守り信玄の跡を継ぎ上杉の家を継ぎ

上杉家の大将謙信公の遺言を守り武田方の大将小幡上野介を討ち取り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀州若山 浅野弾正長政 二十二万石 二万石 清洲城主 一万八千石 [illegible] 一万石 上田城水 同 若刀 一万石 [illegible] 三万石 [illegible]

清和源氏の祖源満仲 [illegible]

[illegible]

和漢両朝の武名ばかりに天下無双の名の一人なる武功の仁なり

駿府田中 中村式部輔氏 二万石 中村[illegible] 二万石 [illegible] 千石 [illegible]
十四万五千石 一万石 桜田門番 同 [illegible]

[illegible] 天平八年 [illegible] 伊根山中の [illegible] 中充の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸佐和山
九三万石

石田治部少輔三成

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

若狭小濱
五万石

大谷刑部少輔吉隆

[illegible]

皇都所士累山撰

太閤英將高名鑑 全

東都書林 幸玉堂藏板

丹波笹山
五万石 前田徳善院玄以 [illegible]三百石 [illegible]井勘右衛門
[illegible]百石 [illegible]田[illegible]

[illegible]

江戸水口
五万石 長束大蔵大輔正家 [illegible]石 [illegible]
[illegible]石 [illegible]

[illegible]

大和郡山
二十万石 増田左門尉長盛 一万[illegible]石 [illegible]
一万石 [illegible]

[illegible]

の後ろ盾なり

肥後熊本 北五万石 加藤主計頭清正

大蔵冠注 [illegible] 尾張犬山の産 [illegible] 月 [illegible] 月 [illegible] 月

[illegible]

摂津茨木十八万石　片桐東市正貞元

[illegible]

[illegible]

沈没頼本五万石　脇坂中務大輔安治

[illegible]

伊予松山十万石ヨ　加藤左馬助嘉明

[illegible]

和泉岸和田小山二万三千石　平野遠江守長康

[illegible]

[illegible]

泉及境 一万石 **粕屋内膳正宗重**

[illegible]

三振太刀 三千石 **石川兵助義行**

[illegible]

同 伊木半七正武

御ぐしけ合戦十七度仕て小田方の勇者を討れ名誉の人なり

三振太刀の一人なり

同 **櫻井佐吉秀成**

[illegible]

奥州會津 百万石 **蒲生飛騨守氏郷**

伊予宇和嶋 七万石 **藤堂佐渡守高虎**

阿州徳嶋 十七万石 **蜂須賀阿波守家正**

三州小室 五万七千石 **仙石越前守秀久**

三州吉田 十五万石 **池田三左衛門尉輝政**

加州小松 十三万石 **丹羽五郎左衛門長秀**

摂州三木 七万石 **中川修理大夫秀正**

三州西尾 十万石 **田中兵部少輔康長**

越前東江 十万石 **蜂谷出羽守頼長**

伊予大洲 十万石 **戸田民部少輔義俊**

十八ヶ條之申開

全

信州松本五万石	石川玄蕃頭光長	下野佐野四万石	佐野修理大夫政綱
越後村上五万石	村上周防守義明	三州苅谷二万石	水野下野守信包
但馬竹田四万石	来山柏摸守一貞	豊前中津十七万石	黒田甲斐守長政
越前大野三万石	大野修理亮治長	肥後宇土二十七万石	小西摂津守行長
加賀大聖寺三万石	市橋下総守長勝	山城淀七万石	木村長門守重成
同大仙寺三万石	山口玄蕃頭正弘	遠州掛川五万石	山内對馬守一豊
筑後久留米三万五千石	久留米藤四郎秀包	越前小倉三十六万石	堀左兵衛尉秀政
勢州神戸三万石	羽柴下総守勝雅	丹後田辺十万石	細川越中守忠興
遠州頭陀寺二万二千石	松下右兵衛佐吉綱	豊前小倉六万石	森左近大夫忠正
日向宮崎五万石	高橋右近将監元種	伊賀上野七万石	高山右近長房
房州立山四万石	里見安房守忠義	丹波亀山三万石	宮部善祥坊法印

大石十八ヶ條ヲ以テ今味ク事

[illegible]元禄十六癸未正月九日四条ノ四十郎左衛門尉義[illegible]

[illegible]中細川越中守殿ノ内大石内蔵ノ助ノ門長源左衛門ヲ以テ赤穂ノ城ヲ請取ル

[illegible]

天下ノ法度ヲ犯シ出奔仕ル上ハ大老松平安房守殿ノ御[illegible]

[illegible]中屋敷

上席[illegible]丹後守殿ヲ[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]

[illegible]

の者、茶の湯、謡、能、囲碁、将棋、和歌、連歌、蹴鞠、弓、馬、鉄砲、鷹、犬、相撲、
私流儀仕り申し候、其の外、小笠原流儀、弓馬、鉄砲、大砲、
指南、吉兵衛宅へ推参仕り、一生涯、仕業仕り、
非常、そ、子細、後世まで、一文字ハイクツラのトモカラ、引出ハ自然、姓名、
業を、結、成、ス、ル、ヲ、以、千、後、業、ニ、ア、ル、ベ、シ、私、共、ハ、内、通、ル、ヲ、代、思、ル、の、ハ、
古、ヲ、以、ハ、只、ニ、其、の、外、ヲ、放、ス、ル、ト、ア、ル、ベ、シ、
往、業、ト、ハ、千、万、歳、ト、ル、ベ、キ、ハ、ル、ベ、キ、ハ、上、ヲ、ハ、
要、物、主、刑、式、天、備、を、まんぞく、仕、る、千、年、方、書、一、式、ハ、
太、元、を、励、む、ま、ん、ま、ら、ら、ど、ど、こ、と、の、こ、ま、十、万、歳、ス、ル、の、内、通、ル、ハ、能
ス、業、を、ま、ま、ま

内ありしが一昨年一件済出上の品ゑらびて吉良方ちまひ[illegible]
仕付方不用自然流れ出町年寄[illegible]
出張[illegible]
[illegible]
[illegible]

方へ行きいて表つをやぶりとりにかゝる打ち入とゝぞくゝ
つゝきなく相い迫つめいて門番人壱人壱人仲と
中仁つのそーらふくり付つ番いてきぜの人つを番りの若八上野こゝ
に京朱元の方ゝぞ手ゝて西ゝ拾の後るを私たゝぐ
めへてくト生ゝ

一味同心ゝ去数百人四方を固ひよう　式老先行方（ゝゝ）
拾ゝ唐日内義ゝ次ゝ方数付ゝ物一味同心ゝ老六七百人斗り四方を固ひる
ゝ上野ゝ次京朱物石平ゝるより孫ゝ及び式老先行ゝ
件ゝて中上内義ゝ次式義八私ゝ一向ゝ番ない義ゝ一味ゝ去四十七人露ゝ打
入ゝ西ゝ義ゝ番ゝ番義俊ゝ番ゝ彼ゝ俊ゝ宮ゝ初ゝ家ゝ次ゝ番ゝ内義ゝ
人ゝ内宮ゝ大勢ゝ強ゝ強ゝ内ゝ内義ゝ
又ゝ番ゝ中ゝ番ゝ人ゝ式ゝ奴止ゝ方ゝ番ゝ毒ゝ番ゝ
内西沢京朱ゝ方ゝ一味同心ゝ去四十七人ゝ外ゝ
小ゝ宮ゝ京日ゝ拾ゝ打ゝ入ゝ去ゝ八四十七人ゝ外ゝ八ゝ

一ゝ内西沢ゝ拾ゝ朱ゝ小ゝ宮ゝ義ゝ八ゝ式ゝ人ゝ数ゝ八ゝ大ゝ勇ゝ士ゝ人ゝ
ゝとゝてゝうゝて京ゝの敵ゝ討ゝをゝあゝ人ゝ
ゝとゝて中ゝ中ゝ中ゝ考ゝ方ゝ八ゝ拾ゝ人ゝ外ゝ
△右ゝ拾ゝ後ゝ拾ゝ中ゝ上ゝ内ゝ義ゝ
余ゝ人ゝ手ゝ助ゝ力ゝ仕ゝ
式ゝ次ゝの ゝ用ゝ
志ゝ
三ゝ元ゝ拾ゝ上ゝ様ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

上野ゆ居る人ハ寄りゆやつ手上内義ゆ居るとれ又ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小笠原曰、ヲテ又ハ[illegible]ハ[illegible]ノ義ハ小[illegible]数[illegible]笛ノ義ハ[illegible]ハ[illegible]ノ人数[illegible]引[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

場の世ふあるべ船を捨てを捨て人を捨て城をさへ則教をひきうけ
給さんせんずうこがひあるべされば打たてこれとても刀のけがれとまでおかと捨て
しかのみならず遊打をあるは料理を捨てらるべ中、捨てうべてひと家一内義云曰
経の中大命ゆゑ今年十六才之上なれば仮の十六才あるら服おかは服をうしなと
毒ゆゑを捨て是くうのもとのゆ十六才四十六切の名を猛を仕べきく寄
崇梵寺ゆゑて大久保彦右衛門教一郎殿二郎殿三郎殿も十六才見も十六才之
新て戦場の出で武功を見べしあるべ感状加恩とも彼るべきものを仕
仕給とのこと

大将付られ給ふ程のこと

小笠原曰イヤ申まり出ゆゆあるる上意上聞ゆ方ハ死亡三十二人を頭の
教義く頭ゆ切大将打ゆ我ゆ我ゆ切の家ゆ上を頭ゆ方出家来死亡人の
内義云ゆ来ゆ是ハ出家の親兵今ゆ上を頭ゆ方出家来死亡人の家を
あるれ家ゆ打て出ゆ方内れ頭ゆ是ゆ捨ゆ切ゆ兵べ入り仕
きるゆ係べとゆゆ出ゆ死ゆ八人ゆ出ゆ方出ゆ捨ゆ家ゆ切ゆ入り

上野ゆ如 長尾 被切ゆ

小笠原曰右ハ被切ゆ氏義ハいで内義云ゆ先
切ゆ上ゆ来ゆ内義ゆ切ゆ押ゆて家ゆ来ゆ人
の他上野ゆ長尾ゆ出ゆて後ゆ来ゆ家中の人
あるべて家ゆ死ゆを押ゆ切ゆ家ゆ
人ゆ家ゆ大被切ゆ出ゆ切ゆ氏義ハ
家ゆ被切ゆ仕家の者ゆ
おゆ前ゆいひゆ切ゆ
出ゆ家ゆ切ゆ家ゆ
ゆ家ゆ切ゆ家ゆ

小笠原三郎殿ゆ方ハ家ゆ仕ゆ家ゆ大ゆ家ゆ引
家ゆ内義ゆ家ゆ家ゆ家ゆ内義ゆ家ゆ是ハ又
出ゆ家ゆ家ゆ家ゆ家ゆ家ゆ家ゆ家ゆ家ゆ家ゆ

[illegible]

去年赤穂の城引渡の場所[illegible]大勢人[illegible]

よせ上[illegible]

[illegible]

[illegible]

小笠原四郎長清ハ出家ニ成テ法名ヲ阿波ノ入道ト号ス
[illegible]
[illegible]
[illegible]

子孫繁榮祖

家内和合教 全

東都

積玉堂藏梓

家内和合雑成て庠を余る熟読し
て以知儒教の癖あり物を述る譫言
然れ人伐蔑誘ふに足り作者の動を
治道の補ふ少しも如壮
哉巻を帯世を抜奪せ唐堂只家
内和合の人も天下を和ませむ
も疑ふ事なし思ふ

安政三未十月

源朴子誌

家内和合雑

一主人の式目

一元一行の主人たる所を祝よ譬は家業
地大切か母余沢の高貴をうらやむ事
一内く帳面銭改め毫の差も金銀の出入
おを見るべし事
一奉公人の働精を出さず銭を費元分
純者八時に相和ふを人情とす べし事
一贅素倹約を守美服八勿論高価の品
無用なるべし事

一孫娘家迫
切多困窮を思
大和代春表
祝なるも安らか
今日を送る
乃門無恐に
三郷家の乃至て
家業の代一
を家祖とし
其節に改ふ

加く人民乃
起居を安うしめんと
倹約すべきとおもへ
所に恵とれあく人
[illegible]
やうやく[illegible]
[illegible]
[illegible]

一日々この稼業我も美食我妻奉公人に至る業
業我子供共一家中の義理外義をくべからざる事
一倹約我云立居番をもつて己一分の利我
斗他人のもつこを願こざる事
一門内へ倹約を守る様おこんせくべし
業酒宴[illegible]奥方無益の金銀我費を事
一家宅内へ[illegible]を謂ら[illegible]奢あし無益
の物[illegible]用之事
一奉公人の事傷あ家我[illegible]倹[illegible]
員[illegible]事

正路の人と消ぶ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一者に高利我貪らず物を買ものあ
正路を守る実有べきこと
一奉公人及お入の者方へ和義のあり様で有事
一先祖の年忌法事下寺ふ法上[illegible]
我[illegible]事
一家[illegible]
門内へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一切[illegible]

[illegible]

[illegible]

合張ハ前ちらす
被面へとそ能ク
仕ル不天ハ之事也
ちゃハ行ハ高ぶらず
是ハ人ハ天ハ
天人ハ天ハ
今ハ貴ハ
情ハ合と定めハ
女事ハ能ク
組初めの人事

一 たらの女房の耐ありとハ
ばしこそ白ーうぬ拍ちぶ
一 牙歯小さぶと拍手望の仏を伸ーさぶ鉄
さぶぬのやうちぶ
一 髪ハ高ぶ
の歌ハ
一 親拍ハ
拍拍し
仕ーとくの
云系敷
一 化人ハむうひ我子の自慢ハ

一 ちゃ人をいさうり仕業ありとも大変ハ此り
お御ハ
一 夫の外男と耳
一 りハ
一 男始を大切ハ
一 ハ中ハ
一 ハ
一 ハの中ハ夫の事ハ
一 ハ中ハ物多く食
一 ハ平ハ
一 ハ女房の心ハ
一 ハ世上の財宝
一 ハ結国ハ

卿も無理なる事
正直なる者なれば
不義なる事をなす
是人の五常
万が一も
志にもとる人を
取扱物とする
已に分家
卿でなる
日々に
迎ひ

正しりのごく法にてさるものなり
去の振を
聞まゝ人さへ
物の事
なくなれば
面をつら
もてなし
嫌がよの
常にて
あるべ
へ物
なして
取扱

年月経て
家業
家内
駄
殺
一
能
男
天下

の人
世
家の
もと人
もと
と女
一
初
十
一
後
義

盤
夏
夏
夏
夏
夏

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

ハ男の中ふあるべしと法ハ也紀祝が幸吉て
使ふあり金銀を濁水の極ふ生ひ様ちて
書捕め払ふ法あり新奏多く撰る金を借紙
孤ふ多紀借金ふ法あり終ふ其ふ家の勤ふを
変仕付もせず代奉公をさるくすくこれ
他人の内の食客とあり今世の業暗ふ
変変者食物喰之家ゲ中さる分少
あるも金銀の罪あり されば悪男る人ふ
元と海と家 法疾往祝史しせば ふ祝の業
うけ故伝ふ業くふ伝ふ多て守る人紀ふ守さり
二三男くるりのハ他の家ふ書ふとあるなその

家の業始を実祝のごくふつえ身上を思
られ多れば元自分様多の子孫もべくくば
其家を大切ふ守業績をさるくべし養
家の養とあるハ其者の不面ふて祝辱
あり流やや書家滅亡ふ有よべハ書ふ有る
其の大罪あり他の家者を弱ふ我侵ふ
伝ど思を家働とあふ子四ゆくある
べくば実ふ有紀四書ふ書ふとあれば分ふ
格ふ法を守べ紀ふ祝代ふ付思り交る金
書家ふ分ふ祝代ふ付思り交る金
銀を大切ふて一国ふ家業ふ精をいださバ

共一業成男の心
我食ハ業濃ふ者
をを下人も食物ハ
同じ様ふ用ひて
源老人ふ小児でも
者の我ふ別業ふ
ふ用に祝とど
を人員下人ふ
業業と食をを
家出ハ乃基ふど

必見伐採ん
但年中兼業にて
下人を雇ふ事
必書帳記を外に
用に二三度見合
分和熟慮を用ひ
家内を以て後
傳極て綿
綿や雑喉
再び業にまべし

毒薬も繁昌の事の業也も要用の
不息の猛毒もあるべし

振の武用

一振る所の初めの内より手あゝひ十二三度
よを継行の口ぎを励まるふべし度
一所分に寄て琴三味線もんが出てよし
一中分分下ハ多くの者今〳〵なるべ
時ハ女大学其外の稽方あるべき事
なるべよむ屋記度
一筆あるべ家しく振衣化粧衣服不伊達をこのべ
以是外〳〵筆ふ端ばかりべ

先中一八分寄
小四八栄曜不敬也
是を仏身
衣服ハ身分相
服文用
小四たるとる
八の四小身
元年ハ八年
万偽奢来に分
婦風る容

一男ふるべ利ばべ
一製も自分結ひ人ふ手伝を男
一祝の祠ふ背記奉ふ祝
弟妹祝あ
一下女丁駆ふ
ぐ
一役者の学問
一内振ハ乳
ト年ニ

中分以下の礼服を
他を織を重ね用い
常に麻布を用ひ
身一重限織くして
夫婦共に徳用を
妻なる者は乳母
沙汰もなく色と
夫を始め我が子を
召使ひ給ふ衣装
夫や我が子の者共

奥方を始めなべき夏
衣の外使者
女房の使ひ
女役者の使ひ
給ふ十二歳より生涯三男子
たりとも成ぬ
せずして流行
格も役者の紋
毎月をごの内
月に
物の事
ふく夜拍子
女小僕を使ふ

振袖
妻なる者は
凡人の妻
只仮初の
家内貧福異
大なる妻は
仮初にも夫事
たとへ夫が何
離て
妻乃不婦

の事成
七日
姫
流の
丈夫の
ゆく
く嫁入
事も
分の
一
分一
代の式目
夫を大切
堅く
一

湯殿等の事人間
絶不可上申候事
婚礼の酒に
宴席沢山
独り人の事を
先祖代々
下女下人を起し
更に用申
毒殺と
賞禄

一 用事中むつかしく
一 得意先を大切にすべ
一 夜の物
一 我ら勝手
一 食物の取扱
一 主人ら定の利
一 諸事を慎く可申候事
一 名聞ばかりにて
一 代々小僕あり
一 仮
一 正直にして
一 利欲の上

利安子孫
三度の食事
諸事
下女
家内
奉公人
奉公人
家来

一 定の初定め私の使をあり不正の利欲不可有事
一 かりそめ不仕事あり
一 得意先
一 下女乳母
一 定の家に
一 人の上下
一 表
一 物
一 婚礼
一 定の
一 私
一 表
一 物
一 婚礼

扨て女の智慧先代面へ出て相談
支度致し人数よろく
多人と雇り一切に
義盛の伝来を
男拵仕るなり
才一者の引こと
下人の使ひ様
源義経の義経と
釈迦孫子支度

法ひ覚先代面へ出て相談
私不安く夢拵て
孫し暗不安
支度致く釈方の義盛
あて支度不
人の仕様
中の者の男
私方先実体の者
云奇く
本人の特金根の男

妻たる者の心得
国地位まで寸分を
由所の者の為
又稽古不嗜む
略乱暴狼の心也
彼の者の看板
言葉ど新不敬
奴為く
心を賜て和
調法仕つる

義分不安
不身城入
絶ふ家
小僕
丁稚
しれ
仕れ
先方の
一侍
一番頭
一長物

釈方城大切
朝夕
釈祥
盆の掃除
釈方
釈方
釈方

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

潔くして[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]人生の本末を思
[illegible]理にそる故にこの
[illegible]の茅とやどる人
朝に鳥と共に
山の月を安閑と
[illegible]樹陰と
[illegible]人と[illegible]
[illegible]
[illegible]

一
[illegible]
[illegible]
[illegible]

万事慎深に
[illegible]
家道自然と和睦
神々仏の冥慮にて
叶ひて[illegible]
[illegible]福来り
家業[illegible]
子孫繁昌
[illegible]
無疎[illegible]
絶[illegible]

[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

七夕のおしへとて
てをうたれぐ
彩乃やどをしれ
又あさのうおしへを
うくるる那
又はなれ月へを
かんふん
お方の方へまぐれ
乃ありさまをもの
紙をうしなへた都て
ぐいとゆへふ古の
名君はこの作りくを

陸奥あとをうふをぐ紀夏
一傳業那中云我主人ハ法ばかり紀夏
一度くしとるを元祝元者あぐこかくる男教夏
一男教おび掃クざ一ふ身ふわ殺の品を
りとむぐ屋ろぐ紀夏
一寅ちのふ法ーあふ家ふ長く和せろ
ふ半季ふ代ちろハよろ一ぐる夏
ぐの和ぐ紀ぐ紀ちと我かうく法ーしむ
ぐ一中ふちぐめの方ハふとあーく
寅辞ふうれぐも来公ふれるふ方ぐひ
祝ぐ我ふ一あぐろる事ぐろ我考へ

一仁 えべきくる
一義 えべきもぐる
一礼 えべうちとる
一智 えべうそをつく
一信 えべうをする

人乃ふる者ふ人
なるもの又人乃驚る
者ふ人なるもの
なるものぐ
ものとなるべ

なるく主ふ
ふ家なるりふ男ハまひ
家内の年我紀人の方へ行くあーなふのひ
ちぐしふわ義の名猿掃かんざ我英ふ
あこまとえハ世せ宝ハ仏ふぐく延きべきふ
深ーふ紀も法ぐ紀男さえれべの家内法紀
美女がりて庭ふりまーせろふ法ぐる
ひたくくく人の名教るふハ法ーまえ法ーを
ちりて紀ふ長ぬむるくふの人べ方ぐ
お嫁ろ男のうハさふハ儀ふ国をさるーて嫁ハ
うふーー仙時の男ふせう男をこーら人祝ぐ国を

家内和合辯天経

日蓮大菩薩
御一代記

京都

新庄堂梓

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

のべさせ

小松原御難　文永元年十月十一日東条郷に於て東條の左衛門尉が百姓
大学の太郎左衛門尉の所領の内天津の乱の時日蓮
坊を切れんとせしを彼一族よりたすけ
きるゆへ坊日蓮に切りかけ切りさいなむ所に
こしを切たるの由おのくれ義なりしかども
爆ふせ物あ人をふきづかうもの宗徒
保者のそのるとて市ゲ坂のがんろう山のうへにあるを
ひろうの堂にかくして底のいのるを
ものの人を後東条郷法花のひろまるを
教唆法師達ゆへのありて文永元年
おのれの所領をうばとるものの
の長縄坊ものいのりと関をうち
れ給ハ保昨のいのりとくれ林の
ふるはげるゆあるゆへ拘戒をもく日蓮
祈りあて面をゆあるゆへ生の者
縄坊とれ給きてらくいきみか祈
文永八年六月十八日の七月日蓮
かひぞあるけ教を後ふ宗徒
とあるのあと使なりのくいくいく長縄
て宗徒ふるゆ
坊が弥状ハ
関一百死罪の
公人ふ
の弥ゲ関つ
一下云中ふ

龍の口御難　文永八年九月十二日松葉ヶ
谷人ふ
の弥ゲ関つ
一下云中ふ

程の行者なりしかとも法華経の行者にあらず
今日蓮が法華経の行者なり雖然なれども
きはめて日本国にはまれなるべき
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

依者星下り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同十月廿八日佐渡ゞ流人ぞ云ふ人々のせまでも佐渡ゞ流人ぞ云ふ人々の所用と
云ふ人々の見あつた同年十一月廿日六郎左衛門尉殿
四年後の一つの人　石渡仲雄　ろう大きこうつりの所ゆ
一同四月の辻堂ふとのまげ笠ぬ
胡国よりあつと且そ十九年ゞ手間
ふとうとうある附会仏事会仏事の法体の法ふの法法教百八十八の地
まそ辻堂遊れまた法花会仏のあゞ教
伝教の法華ふ一日遊ゆ
十七日佐渡ゞ法の会仏者所性房成株梁
坊法鎌倉城中出羽要列法ふ教百人
法花経日朗兄弟ぞ
日蓮ゞ同月廿二日佐渡ゞ法のひ日
同八月ゞ六平の
ぞ書古のふ
ふ成つけさせ
書古の
ぞ
中
ぞ
ふ
ふ
ふ

[illegible]の為めに傍法師の[illegible]獄門より者の人首をまきらる[illegible]
[illegible]佛の御法とのみ[illegible]我が[illegible]
[illegible]の為聽世濟生のいのりをきんそやけの[illegible]文永十一年[illegible]二月
宗[illegible]容の御業行なはれる甚文[illegible]頂年あまさへ法の威力
[illegible]一国の[illegible]類ひ宗[illegible]
[illegible]ふて宗[illegible]
[illegible]者也仍[illegible]城の[illegible]
[illegible]遠大上人とかれる[illegible]
永十一年[illegible]月十二日[illegible]延山の[illegible]
[illegible]西山東[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

大將莫青將軍日本へ[illegible]

軍[illegible]

[illegible]

九月八日[illegible]

十二月[illegible]

[illegible]

[illegible]
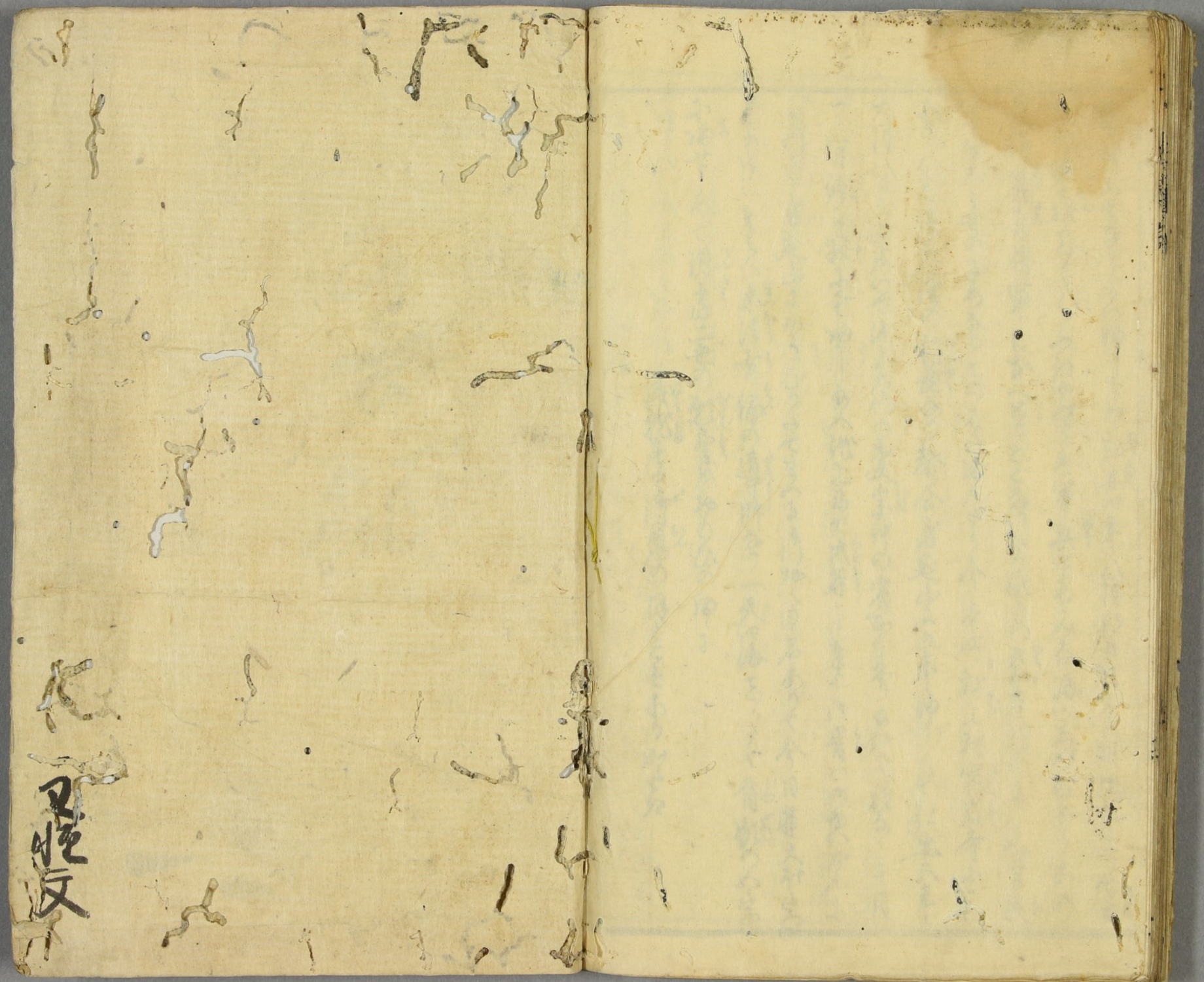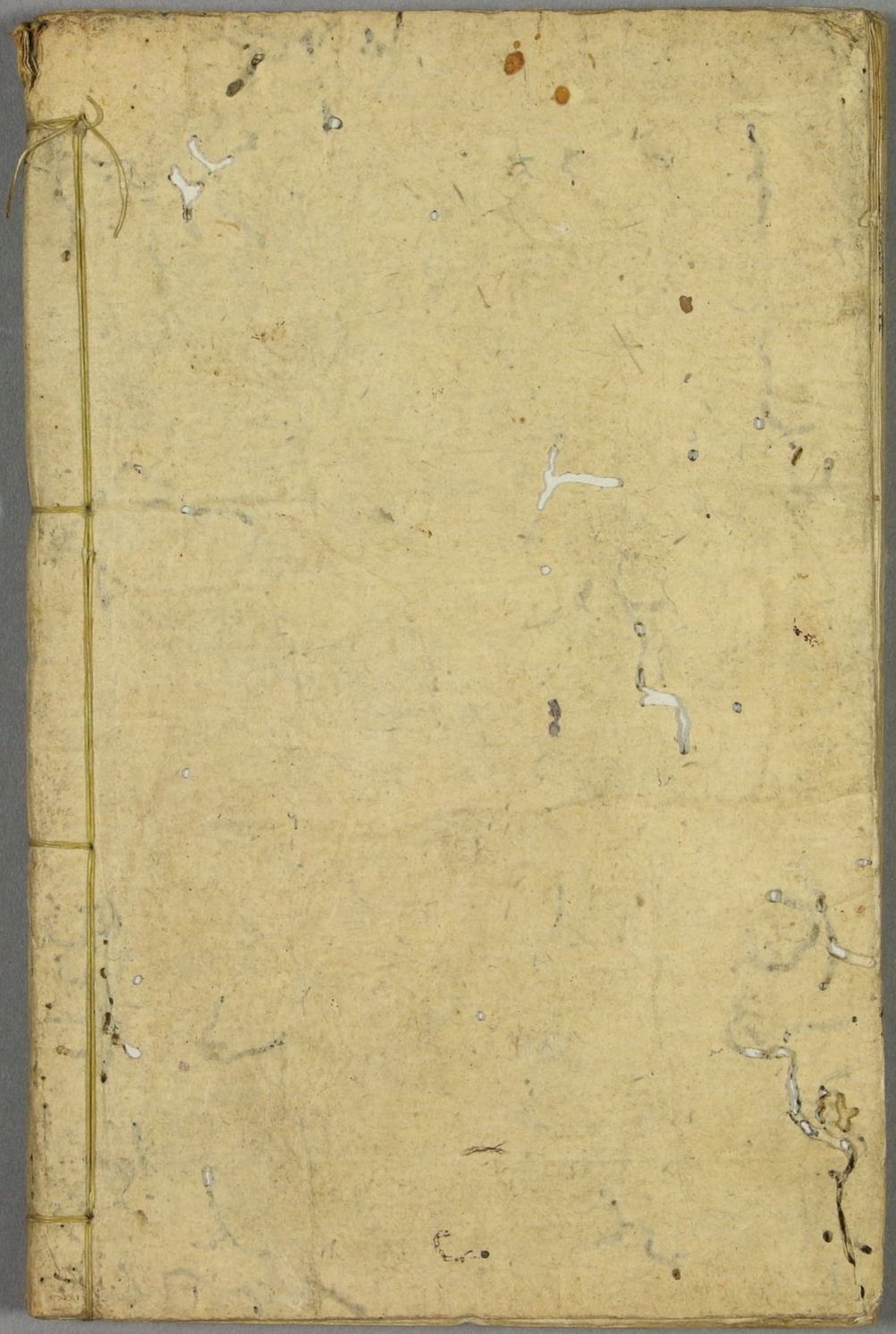
[illegible]